

板橋区立教育科学館のプラネタリウム室等の利用日時等に関する要綱

(目的)

第 1 条 この要綱は、平成 19 年度に板橋区立教育科学館（以下「館」という。）が指定管理者制度の導入にあたり、東京都板橋区立教育科学館条例（昭和 63 年東京都板橋区条例第 27 号）第 3 条に規定するプラネタリウム、科学展示室、実験室、創作室及びパソコン室（以下「プラネタリウム室等」という。）の利用日時等について必要な事項を定めることを目的とする。

(利用日時等)

第 2 条 プラネタリウム室等の利用日時等は、館の休館日である月曜日（この日が休日に当たるときは、その直後の休日以外の日）、12 月 29 日から翌年 1 月 3 日及び臨時の休館日以外の日で、次に定める利用時間とする。

(1) プラネタリウム室

- | | |
|--------------|------------------------------------|
| ア プラネタリウム投影 | 午前 9 時から午後 9 時 30 分までの必要とする時間 |
| イ コンサート | 午前 9 時から午後 9 時 30 分までの必要とする時間 |
| ウ ヒーリングコンサート | 午前 9 時から午後 9 時 30 分までの必要とする時間 |
| エ 天文教室 | 午後 6 時 30 分から午後 9 時 30 分までの必要とする時間 |
| オ 移動教室 | 午前 9 時から正午までの必要とする時間 |
| カ その他の利用 | 午前 9 時から午後 9 時 30 分までの必要とする時間 |

(2) 科学展示室（幼児の広場及び図書コーナーを含む。）

- | | |
|----------|-------------------------------|
| ア 展示公開 | 午前 9 時から午後 4 時 30 分までの必要とする時間 |
| イ 移動教室 | 午前 9 時から正午までの必要とする時間 |
| ウ その他の利用 | 午前 9 時から午後 4 時 30 分までの必要とする時間 |

(3) 実験室

- | | |
|----------|-------------------------------|
| ア 科学教室 | 午前 9 時から午後 9 時 30 分までの必要とする時間 |
| イ 自然観察教室 | 午前 9 時から午後 9 時 30 分までの必要とする時間 |
| ウ 移動教室 | 午前 9 時から正午までの必要とする時間 |
| エ その他の利用 | 午前 9 時から午後 9 時 30 分までの必要とする時間 |

(4) 創作室

- | | |
|----------|-------------------------------|
| ア 創作教室 | 午前 9 時から午後 9 時 30 分までの必要とする時間 |
| イ 発明クラブ | 午前 9 時から午後 9 時 30 分までの必要とする時間 |
| ウ 発明相談室 | 午前 9 時から午後 9 時 30 分までの必要とする時間 |
| エ その他の利用 | 午前 9 時から午後 9 時 30 分までの必要とする時間 |

(5) パソコン室

- | | |
|------------|-------------------------------|
| ア パソコン教室 | 午前 9 時から午後 9 時 30 分までの必要とする時間 |
| イ 親子パソコン教室 | 午前 9 時から午後 9 時 30 分までの必要とする時間 |
| ウ その他の利用 | 午前 9 時から午後 9 時 30 分までの必要とする時間 |

2 前各号の規定によりがたい場合の利用時間は、教育長が定める。

(委任)

第 3 条 この要綱に定めのない事項は教育長が定める。

付 則

この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。